

上田市地域防災計画の一部修正（案）について（概要）

1 計画修正の趣旨

災害対策基本法や土砂災害防止法の一部改正（ともに平成26年11月）国の防災基本計画や長野県地域防災計画の修正内容の反映のほか、「100年に一度」とも言われる記録的な大雪となった平成26年2月の大雪災害における教訓を踏まえ、上田市地域防災計画の一部修正を行うものです。

主な修正点は以下のとおりです。

2 主な修正点

災害対策基本法の一部改正に伴うもの

災害時における道路管理者による放置車両等の移動

土砂災害防止法の一部改正に伴うもの

- (1) 警戒避難体制の整備
- (2) 土砂災害警戒情報発表時の対応
- (3) 避難勧告等の発令・解除に関する助言

平成26年2月の大雪災害に関する検証結果の反映に伴うもの

- (1) 道路規制情報等の情報共有可能な体制の整備
- (2) 雪害時における職員の活動体制
- (3) 災害時における情報受発信体制の整備
- (4) 除雪体制の整備

長野県地域防災計画の修正に伴うもの

- (1) 新たな地震被害想定データの反映
- (2) 火山噴火時の登山者、旅行者の安全確保対策

3 修正内容

災害対策基本法の一部改正に伴うもの

	編・章・節	修正項目	修正方法	内 容	ページ
	風水害対策編 第3章・第11節 以下同様に修正 震災対策編 第3章・第10節 火山対策編 第3章・第11節	道路管理者による放置車両の移動等	追加	道路管理者に対し権限付与された、緊急通行車両の通行の妨害となっている車両その他の物件の移動等に関して記載する。 市管理道路上で放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため必要な場合、運転者等に車両の移動等を命令すること、また運転者がいない場合は、自ら車両の移動等を行う旨を明記する。	資料2 P10 ~ P11

土砂災害防止法の一部改正に伴うもの

	編・章・節	修正項目	修正方法	内 容	ページ
1	風水害対策編 第2章・第25節	警戒避難体制の整備	追加	土砂災害警戒区域の指定があった際に、該当区域ごとに市町村地域防災計画に定める項目について記載する。 土砂災害警戒区域について、情報収集及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練の実施に関する事項、防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称や所在地、情報伝達等に関する事項を定める旨を明記する。	資料2 P1 ~ P4
2	風水害対策編 第3章・第1節	土砂災害警戒情報発表時の対応	追加	法律上位置づけられた、都道府県が関係市町村に通知する「土砂災害警戒情報」について記載する。 土砂災害警戒情報発表時に市が実施する対策（住民等への情報伝達）に関して明記する。	資料2 P6

	編・章・節	修正項目	修正方法	内 容	ページ
3	風水害対策編 第3章・第29節	避難勧告等の発令・解除に関する 助言	追加	<p>避難勧告等の発令・解除に関する助言に関して記載する。</p> <p>避難勧告等を発令及び解除する判断時期等について、必要があると認めるときに県等に対して助言を求める旨を明記する。</p> <p>今回の土砂災害防止法の一部改正では、「解除」に関する助言について新たに規定を設けた。「発令」に関する助言は、災害対策基本法の一部改正（平成25年6月21日）による。</p>	資料2 P14 ~ P15

平成26年2月の大雪災害における検証結果の反映に伴うもの

	編・章・節	修正項目	修正方法	内 容	ページ
1	風水害対策編 第2章・第28節 以下同様に修正 震災対策編 第2章・第27節 火山対策編 第2章・第28節	道路規制情報等の情報共有可能な 体制の整備	追加	<p>災害時における道路規制情報等にかかる情報共有について記載する。</p> <p>各道路管理者、関係機関及び県が情報共有可能な体制の整備に努める旨を明記する。</p>	資料2 P5
2	風水害対策編 第3章・第3節	雪害時における職員の活動体制	追加	<p>雪害時における非常参集職員の配備基準について追加する。</p> <p>警戒第二次体制に「気象庁が気象業務法に基づく警報を発表し、かつ降雪の深さが市内平地において警報発表基準（12時間の降雪の深さ20cm）を超え、さらに降雪が見込まれるとき」を明記する。</p>	資料2 P9
3	風水害対策編 第3章・第28節	災害時における情報受発信体制の 整備	追加	<p>災害発生時における広報活動の迅速化について記載する。</p> <p>ホームページやソーシャルメディア等可能な限り多くの媒体を活用した情報提供を行う旨明記する。</p>	資料2 P12~ P13

	編・章・節	修正項目	修正方法	内 容	ページ
4	雪害対策編 第1章・第1節	除雪体制の整備	追加	<p>県、市町村、関係機関の連携による除雪の迅速化について記載する。</p> <p>県、市、関係機関による連絡会議の設置による情報共有、除雪優先路線の選定等を行う旨明記する。</p> <p>「上田市除雪方針」に基づく除雪体制の整備について記載する。</p> <p>「上田市除雪方針」及びそれぞれの計画の定めるところにより除雪体制を整備する旨を明記する。</p>	資料 2-2 P2

長野県地域防災計画の修正に伴うもの

	編・章・節	修正項目	修正方法	内 容	ページ
1	震災対策編 第1章・第5節	新たな地震被害想定データの反映	追加	<p>長野県が公表した新たな地震被害想定にかかる各種情報（想定される地震の概要、想定被害等）について記載する。</p> <p>長野県が作成する調査報告書の内容に沿ってデータの更新等を行う。</p>	
2	火山災害対策編 第2章・第41節 第3章・第41節	火山噴火時の登山者、旅行者の安全確保対策	追加	<p>登山者等の安全確保対策の推進について記載する。</p> <p>登山者等や火山関係者への情報伝達体制の構築、噴火災害から登山者等を守るための防災用品や救助活動に必要な装備品の配備について明記する。</p> <p>現行では、風水害対策編の同章・同節を参照しているが、上記内容を明記するため、新たに頁を作成する。</p>	資料 2-1 P1 ～ P3